

令和4年度 第4回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和4年12月1日（木）午後2時～3時35分
場 所 犬山市役所 2階201会議室
出席者 鈴木委員、舟橋委員、河村委員、
板津委員、石原委員、原委員、
玉置委員、久世委員、岡村委員、諏訪委員、
（欠席）日比野委員、山本委員、鈴木委員
事務局 高木健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査
河合保険年金課職員

◆議事

- | | |
|------|--|
| 課長 | <p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第4回犬山市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>さて、先回の協議会でお話がありましてとおり、丸山委員が辞職をされたので、新たに3号委員として玉置幸哉氏をお迎えすることとなりました。委嘱状につきましては、ご本人の手元に配布させていただきましたので、ご了承をお願いします。玉置委員には昨年度まで運協委員の委員を務めていただき、非常に熱い議論をしていただきました。それでは、玉置委員より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。</p> |
| 玉置委員 | <p>会長挨拶より先に私にお時間をとっていただきましてありがとうございます。今ご説明があったように、丸山委員が辞職をされたということで、また厳しい議論の中に加わって、市民の皆さんのために何とかいい形で整えたいとは思いますが、議事録を見ても、相当厳しいなというのは重々分かっております。今日は答申のところだと思いますので、この場で状況を見ながら議論ができればいいと思います。よろしくお願いします。</p> |
| 課長 | <p>ありがとうございました。それでは、会長代行の久世委員からご挨拶をお願いします。</p> |
| 会長代行 | <p>前回、丸山会長からお話がありましたが、市長選出馬に伴って自動失職されたと言う形で、会長不在ではありますけれど、代行の私がそのまま代行として会長役を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。委員にしても、厳しい議論になるということで、これまでの経緯がよく分かっているA委員にどうしても入ってほしいということでお願いしました。増税やむなしという状況ではありますが、しっかり議論をして、今後どうするかということも議論した上で、市民の皆さんにお願いすることにしていかなければいけないと思っております。今回も税率改定について議論をして、答申の決定までしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 課長 | <p>ありがとうございました。それでは、配布資料の確認させていただきたいと</p> |

思います。いつもですと、事前に郵送で資料をお届けさせていただきますが、今回、県の仮算定の会議から資料を作るまでにあまり時間がないということで、当日配布をさせていただいております。本日の会議資料は、「次第」、A委員を含めた新たな「委員名簿」、「資料1 令和5年度納付金の県仮算定結果」、「資料2 保険税率を考える上での課税必要額の計算」、「資料3 税率改定と激変緩和シミュレーション」、「資料4 令和5年度税率改定案」、「資料5 答申案」、「参考資料 税率改定に関する前回までの協議について」となっております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、会議に入らせていただきます。先ほどの通り、会議の進行は、犬山市国民健康保険運営協議会規則第3条、国民健康保険法施行令第5条により、会長不在の場合、会長代行をお願いすることとなっておりますので、久世会長代行、よろしくお願いいたします。

会長代行

それでは、本日出席している委員は10名です。犬山市国民健康保険運営協議会規則第5条の定足数を満たしておりますので、直ちに会議を進めます。議事に入る前に、本日の議事録署名人を私から指名させていただきます。被保険者代表の河村委員さん、保険医・薬剤師代表の原委員さんをお願いします。では議題に入ります。まず議題1「県が発表した仮算定納付金額」について、資料1、2を基に事務局からの説明を求めたいと思います。

事務局

資料1をご用意ください。

先日、愛知県から、来年度、令和5年度に県へ納める納付金の仮算定結果が示されました。この納付金の仮算定の金額をもとに、来年度の国保税の税率を決めていくこととなりますが、まず、資料1で仮算定納付金額についてご説明します。

資料1の表の数字ですが、表中央の「今回（R5用）仮算定結果」に今回県から示された数字を記載しています。その右側の数値は、昨年度に出された令和4年度用の本算定結果、それから令和5年度と令和4年度との差、増減比となっています。

最初に納付金の計算の仕方の大まかな流れですが、納付金は、保険税と同じように、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の3種類あります。それぞれ、まず、県全体の必要額を出して、その額を県内の各市町村の国保加入者の人数や所得水準により割り振って納付金額が計算されます。

では、表を使って、医療給付費分を例に説明させていただきます。まず、①の「県全体の保険給付費必要額推計」が約2,528億円です。これは、過去2年間の保険給付費の伸び率から推計したものです。この金額に②、県から国などへの拠出金や積立金など、県が支出するもののうち納付金で賄うものを①に加算します。逆に、③は、国などから県へ交付されるもの、この分は納付金として集めなくてもいいので①から減算します。このように加算、減算した結果が⑤の「県全体の必要額」となります。

次に、この「⑤県全体の必要額」を各市町村に国保の加入者の数や所得水準により割り振ります。これが⑥の「犬山市の納付金基礎額」となります。この納付金基礎額を基に、犬山市が納める納付金額を計算していきます。⑥の納付金基礎額に犬山市分の「⑦審査支払手数料など」を加算し、「⑨国・県からの交付金の本市分」を減算すると、「⑩医療分の納付金額」12億6千万円とな

ります。

後期支援金分、介護納付金分についても、それぞれ県全体の必要額から犬山市の納付金基礎額を出して、納付金額を算出します。この表では、医療費分の下に後期支援金分、介護納付金分があります。それぞれ、県全体の必要額の計算の部分は省略してありますが、「⑭後期高齢者支援分の納付金額」が4億4,900万円、「⑱介護納付金分の納付金額」が1億5,300万円です。そして、⑪、⑭、⑱を足した⑲が県への納付金の合計で、18億6,302万2,638円、これが来年度に犬山市が県へ納める納付金です。本年度、令和4年度の納付金本算定と比較しますと、令和5年度は、本年度と比べて3,344万210円の増となっています。被保険者一人当たりで比較しますと、⑳の「被保険者数」は880人減、率にすると6.6%減であり、㉑の「一人当たりの納付金負担額」は1万2,469円増、9.1%増となります。

納付金の増加の要因ですが、一番大きい要因は、④の「昨年度以前の剰余金充当額」を見ていただきますと、令和4年度は約84億円だったのが、令和5年度はゼロになっています。令和5年度がゼロとなっている理由としては、昨年度は、令和2年度以前の剰余金を全額使って納付金額を下げるということをしてしまったので、その時点で剰余金はゼロになりました。今現在、令和3年度決算での剰余金が15億円ありますが、今年度は、この令和3年度の剰余金15億円の使い方として、納付金に充てるのではなく、普通交付金の財源不足にあてることとしています。これは、今年度は医療費が伸びているので保険給付費に充てる普通交付金も多く必要ですが、その財源が不足しているということと、そちらの財源に充てるということです。そのため、昨年度のように剰余金を納付金の伸びの抑制に用いることができない状況です。2つ目の要因は、後期高齢者支援金分について、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、後期分の納付金が増額したことです。したがって、これまでも保険税を上げるという議論をしていただいてきましたが、令和5年度の納付金の金額だけを見ても、一人当たり9.1%増なので、保険税を上げる必要があるということになります。

続いて、資料2をご覧ください。

資料1でご説明したように、来年度の納付金の額が仮ではありますが示されましたので、犬山市がこの納付金額を県へ払って、さらに国保事業を運営していくために、国保税をいくら集める必要があるかという資料になります。

この表は、8月に開催した第2回の資料で説明したものと同一形式です。左から順に「医療分」「後期高齢者支援分」「介護納付金分」と縦に分かれていて、右端が合計になっています。それぞれの「①R5納付金額（仮算定額）」というところに、先ほどの資料1で示した、⑪医療分、⑭後期高齢者支援分、⑱介護納付金分の納付金額が入っています。この納付金額に、犬山市の国保事業の運営に必要なもの、国保税で集める必要がある②から④を加算します。反対に、市の国保財政に入ってくるもの、保険税として集める必要がない⑦から⑬を減算します。その結果が「⑭保険税収納必要額」で、合計欄を見ていただきますと16億4,300万円になります。この⑭保険税収納必要額に、令和5年度の予定収納率を、現在の収納率から94.5%と想定して割り返しますと、「⑯本来保険税として課税すべき総額」が計算されます。合計欄を見ていただきますと17億3,900万円となっています。ただし、この⑯の総額は、保険税軽減前の税額ということになりますので、ここから、実際

には課税しない「⑰基盤安定繰入金 保険税軽減分」、これは低所得者へ保険税を減額した分になります、それから「未就学児均等割軽減分」、これは未就学児均等割の半額の減額した分を引きますと、「実際に課税すべき総額」が⑱の合計欄「１５億５，６８２万１７９円」、約１５億６千万円となります。これが納付金を払うために必要な課税額となります。以上、納付金の仮算定結果の報告と、それを払うために必要な課税額を説明させていただきました。

会長代行

では、ご質問、ご意見はありますか。だいたい仕組みは分かったかと思います。資料１の「①県全体の保険給付費必要額推計」は昨年度の本算定の数字より減っていますが、これは医療給付が減る見込みということなのですか。県全体の必要額は、去年は多かったがその分を余剰金で賄っています。今回は６０億円ぐらい見込みが減っているけれど、本当に大丈夫なのか。県としては減るという想定をしているということですかね。

事務局

一人当たりの給付費自体は増えていく方向ですが、前から申し上げているように被保険者が減っていきますから、減った分給付費全体も減っている。先ほど説明がありましたが、ここ数年の傾向からだと、かなりの方が後期高齢者医療の方へ移っています。一人当たりの医療費が伸びるよりも被保険者の方が若干減り方が多いので、全体としては微減となりますが、一人当たりの給付費は増えるということについては以前も申し上げましたが、それがそのまま続いているということです。

会長代行

構造的には国保の被保険者の方の給付費がそんなに増えているわけではない。加入者も減っている。ただ一人当たりの給付費は増えている。だからだいたい相殺されて、微減傾向ではあります。それ以上に、後期高齢者支援金分が大きい。そういう構造になってきたということです。

A委員

資料１の「昨年度以前の剰余金充当額」というところで、県の方の剰余金が昨年度は８４億円あり、今年度は令和３年度の１５億円あるとのこと、それは普通交付金の方に充てるという説明でした。そこをもう少し分かりやすくというか、「前回は納付金に充てたのだけど今回は財源不足で」という言葉があったと思いますが、そのこのところの説明をもう少し分かりやすくお願いします。

課長

県の会議で説明を受けたこととしては、年間では７９億円の不足になる見込みだそうです。保険給付費等の増加に伴う公費の増加や既に交付額が確定している公費等の状況を考慮しても、財源不足は年間で約２７億円になる見込みと県が試算しております。先ほど申し上げたように令和３年度の決算剰余金が約１５億円ありますが、連携会議での議論に基づきまして全額を令和４年度の普通交付金の財源不足に充てます。それでもさらに１２億円が足りないという状況で、県の方に財政安定化基金があるのですが、それを取り崩して補填をしていくというような説明を聞いています。

A委員

県の方の言い分はそういうことなのでしょうが、県の国保全体の財源が不足しているというのは明々白々であって、そういった時の場合に国の方に何らか

の協力を要請していくという、そういうものはなかったのですか。

課長

このために財政安定化基金として国の方から貸付の財源措置があるということですよ。

A委員

ただ額が全然足りない。補填をしていく上でも全然もう足りないということですよ。なので、やはりそういうところはあまり被保険者ばかりに頼るのではなくて、ここは国が補填していかなければならないのかなと。財源不足が分かっているということであれば、国から出していくということを県が強く要請しなくてはいけないでしょうし、我々としてもこの運営協議会を任されている以上はどこから取れるかといったら被保険者からしか取れないんですよね。というところの議論をどこかに強く残していかないと、いつまでたっても問題で、財源不足で基金を投入したけどまたないよということにもなりかねないと思う。一方で、今日、ネットで社会保険の方もこれから非常に上がってくるというような話もあったし、出産一時金も今の金額で足りないから増やしていくというのも中日新聞に載っていたので、そういうふうに考えると、国保の会計全体が、出て行くものは非常に多いのだけど、医療費が増えていくというか財源不足はもう明らかなので、やはりそういった議論を我々としても県に上げる、県からも国に上げるということをやっていないと、いつまでたっても多分同じような議論をしていかなければならないと思います。事務局、その辺はどうでしょう。

課長

おっしゃる通りだと思います。本当に切実な問題でして、県の方の説明を聞いても、もうどこからもお金が出てこないのかと。去年あたりまではかなりベテランの課長さんたちがうるさく言って県の方に突き上げていましたけれど、今年は私も含めてですが、課長職が結構変わりました、今年の会議では「皆さん何かご質問を」ということで県もこの結果を踏まえてかなり身構えていたが、誰も質問せずに早く帰って保険税の計算をしなくてとはというような状況でした。ですので、もっと県の方には強く主張すべきところは主張していきたいというふうには考えております。

A委員

ぜひ今日の議論、こういった話が犬山市の運営協議会であったので、県としても強く反応してほしいなと思いますし、やはり国が財源をみないと状況はなかなか変わらないと思います。我々としてはどうしても段階的に上げていく以外に手だてがないと思いますので、皆さんが意見一致してそうだというふうに言ってもらえれば、何らかの形で県や国へ意見を上げてくことが可能かなと思います。

会長代行

財政安定化基金というのを今調べていて、公表されている部分ですけど、令和4年の公表数字で220億円の残高がある感じです。84億円の積み増しもしているので、財源不足というのはよく分からない。

課長

財政安定化基金は、災害とかそういった理由で著しく保険税が減収したような市町村に対して貸し付けを行ってくれる内容であると思っております。こういったものを活用できないのか、もう一度確認をしていきたいと考えます。

会長代行	財源不足と言いながらも、その基金は拡充されているということみたいです。
事務局	昨年度の協議会で議論があつて、今の発言にありましたように、困ったときのために県が基金を作るべきだという建議書を出していただいたところです。この財政安定化基金は、課長が説明したように、例えば全国的に災害が起こったとか、あるいは、漁師町に国保の人たちがいて、ものすごく不漁で税収が全然上がらなかったとか、そういうことの救済をするための基金という位置付けで、去年我々が建議したような基金の位置付けではないと聞いています。 財政安定化基金は、最初に、そういうときのために国が財政支援をして100億円ずつぐらい配っているはずなので、それはそれで温存しなければいけないという考え方です。基金を使っている市もあつて、市に交付されると、何年かかけてまた市が返済していくので、それをまた積み戻していくということをしているようです。
会長代行	愛知県内でこの基金を活用している市町村は今のところないということですか。
事務局	いえ、あつたと思います。確か南知多町がものすごく不漁か何かで税収が下がってしまったので借りたという話と、あと三河の方でコロナで観光業が全然駄目になって税収がものすごく下がってしまった借りたところがあるようなことを聞いた覚えがあります。ちょっと確かではなくて申し訳ないです。
会長代行	借りたら返さないといけないものですか
事務局	返さないといけないものです。のちほど市以外に何か手だてがないのかというお話が出るかと思って少し調べましたが、やはり返さなくてはいけないという性質のものだと分かりました。
B委員	私もこの剰余金の充当額がいきなりゼロというのは本当に厳しいなと思っていました。他の市町も結構大変な話で、この制度になってから、もともとは県は保険税を標準化したいという思いがあつたと思うのですが、今回も他の市町でも納付金が結構上がるところが多いのでしょうか。
課長	基本的にはすべて上がります。
会長代行	幅はあるけれど。もともと高いところは微増だけ、もともと水準の低い犬山市みたいなところはかなり幅が大きいということです。
課長	納付金を保険税にどのように反映させるかというのは市町村によって変わってくると思います。例えば基金がまだ潤沢にあるようなところは据え置きあるいは引き下げということもできるかもしれませんが、納付金自体はすべての市町村で上がります。

B委員

先ほどA委員がおっしゃったように、私も基本的には国が責任を持ってやっていくべきだと思います。以前は50%近くを各市町に配分していたという時代もあったので、これだけ物価の高騰だとかで皆さんの生活が本当に大変な時、今年度9.5%上げて、またさらに9.5%なんていうのはあまりにも生活が壊れてしまうので、何とか国の方にそういう意見を上げつつも、市の方でもやはりいろいろな工夫をしていかなければいけないと思います。大府市では、子育てに使える基金というのを作って、そこから子どもの均等割については市独自でとか、そういったことをしていると言っていました。また、犬山市では、ふるさと納税は結構成績がいいので、本当にもうこういう困ってしまったときには、皆さんの合意が得られなくてはだめですけど、そういったところから入れるということを考えないといけないと思います。

会長代行

課長いかがですか。

課長

今、B委員がおっしゃいましたけれども、犬山市でもふるさと応援寄附金がございます。例えば子育て支援の目的で使えるという部分がありまして、それは子ども医療には年度末に財源充当をさせていただいています。ただ、今おっしゃいましたように、国保の加入者のためだけに使えるかということ、そういったことの目的では設定されていないものです。また、子育ての部分につきましても、子どもの均等割の軽減の部分にということとは可能かとは思いますが、それもやはり国保加入者の子供たちの部分という形になる。全体としては、ふるさと寄附金の使い道として、国保の加入者のためだけに使ってよいものかどうかというところは議論しなければいけない部分だろうと思います。

会長代行

これは全体の赤字補填のために設けているものではないということですか。

課長

そうですね。

会長代行

他に、ご質問、ご意見あるでしょうか。

<意見なし>

会長代行

では、答申案の検討に進んでいきたいと思います。税率関係についての協議になりますが、資料3、4の説明を事務局からお願いします。

事務局

では、資料3「税率改定と激変緩和策のシミュレーション」をご覧ください。

この表と同じようなものを第2回でお示しし、税率改定の基本方針についてご協議いただきました。本日は、資料2で「実際に課税すべき総額」が計算できましたので、それを使って、実際の税率改定の案をお示しします。

「① 本来の必要額」の欄の、令和5年度、6年度、7年度のところに、先ほどの資料2で計算して最後に出した額「⑱実際に課税すべき総額」、15億6,000円という数字が入っています。「R5据置税額」の12億8,400万円は令和5年度の税率が現行の税率のままであった場合の課税総額です。令和4年度の課税総額と比べて減っているのは、被保険者数が減少することに

よりも。 「令和5年度据置の場合の課税総額12億8,400万円」が、 「令和5年度の本来の必要額15億6,000万円」になるまで税率を上げる必要があります。しかし、一度に上げるのは加入者の負担が大きいのので、⑤の基金補てん額を見ていただきますと、基金を取り崩しながら、段階的に税率を上げていくことになります。なるべく緩やかに段階的に税率を上げていきたいところですが、この協議会で何度か話題となっているように、基金の残高も残り少ないので、令和7年度には基金を投入しなくてもいいように税率を設定した結果、④の「上昇率A（前年比較）」の欄を見ていただきますと、令和5年度が9.5%増、令和6年度も9.5%増、残り少しを令和7年度に上げる、という案とさせていただいています。この方法であれば、基金残高が現在は2億2千万円ありますが、令和5年度と6年度で、基金を1億7千万円使い、令和7年度には数千万円は残すことができるということになります。

続いて、資料4をご覧ください。

「令和5年度の保険税率の案」です。資料3の「②課税総額」の令和5年度の数字「14億598万円」を基に、実際の課税総額がこの「14億598万円」となるように、令和5年度の税率を設定するものです。

表の左端の課税区分のところを見ていただきますと、上から順に「基礎課税分（医療保険分）」「後期高齢者支援分」、一つとばして「介護分」となっていて、それぞれ、平等割、均等割、所得割、賦課限度額の金額または税率について、現行税率が①、令和5年度税率の案が②に記載してあります。

第2回で応益応能割合を協議いただきました。国保税には、所得割、均等割、平等割がありますが、応益割である均等割と平等割、応能割である所得割の割合を45:55とするという結論でした。また、第3回で、賦課限度額は、現行の法定限度額とするという結論でしたので、それらを踏まえて設定した税率が②の「来年度税率案」です。

税率改定についての説明は以上です。

会長代行

ではまず質問はありませんか。一人当たり9.1%上げなくてはいけないという先ほどの試算に基づいて、9.5%という数字が出てきているということです。

B委員

率直に言って、今年度9.5%上げて、またさらに9.5%上げるなんていうのはひどい話で、認めたくないです。先ほどの話に戻るのですが、剰余金充当額がゼロというのは何とかならないですか。

課長

資料1の一番下の欄外のところを見ていただきますと、令和4年度の仮算定額が記載してありますが、仮算定では18億8,000万円という金額でした。これを、剰余金を全て入れることによって、昨年度の犬山市の県へ納付金が18億2,900万まで下がりました。本算定で下がったという形になっておりまして、全ての剰余金をその時に投入して県全体の納付金額を下げました。ですので、もう何も残っていない状態になってしまいますので、今回はこちらに入ってくる数字はゼロとなっています。

B委員

県全体でみんな上がることですから、剰余金としてはないとしても、他の部分で何か入れるとか、そういったことを考えないと。単に県がこう言ったから

そうですかと言って下ろすのだけが市の仕事でないので。やはり、市民の生活、納める人のことちゃんと考えて当局の方も対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

課長

昨今の全ての物価が上昇しているというような、市民生活が困窮している中で、私どもも国保税を9.5%上げるといのはいかなものかということで、非常に苦しいご提案ではあるのですが、令和5年度の予算編成をしていく中で、今回仮算定で出た納付金と全体に必要な課税総額を調整して出した結論としては、やはり9.5%。また、昨年度の答申で均等に上げていった方がいいというような形でさせていただいておりますので、あと2年、このような形で9.5%上げさせていただいて、何とか基金が枯渇する前に、そのラインまで追いつきたいという気持ちで今回9.5%を提案させていただきます。

会長代行

他に質問はありませんか。

A委員

資料3を見てもらうと、平成30年度から増税、据え置き、増税、据え置きということで、私はそのときからずっと委員をやっていて、その時の時勢を見ながら、「連続値上げはきついよね」ということで、基金の状態を見て、それを使いながら据え置きという体を取ってきたというのは、半分ぐらいの皆さんは分かっていたいていると思うのですが、ここへ来て、岡村さんが言われた通り、コロナショックというかコロナ禍の経済状況よりも、現状は悪くなっている。物価高、ウクライナの戦争により、家計は非常に逼迫している状況の中で、これは予想はできてなかったですよ。コロナ禍の、我々が据え置き、値上げ、据え置きと頑張ったところにはこれは全然予想できていなかったことなので、今年度のこの9.5%は、僕は議論には参加してなかったですが、上がってくるのかなという予想がついていました。ただ、来年度、同じような議論では市民の皆さんも納得いかないと思いますし、我々運協のメンバーとしても連続値上げは…というところがありますので、今年度は致し方ないとしても、この答申案の中には次年度9.5%を鵜呑みにできないような、例えば基金の問題であったり、繰り入れをして、ペナルティが国からくるといのは分かっているのですが、そういった何か打開策を答申案の中に入れていかないと、今年はまあしょうがないとしても、来年度、令和6年のところの数字がもう既にこういうふうに見えているということに対しては、一石を投じておかないといけないかなと思います。事務局はどのようにお考えですか。

課長

おっしゃる通りだと思いますが、ただ、何か手立てを答申の中に盛り込んでいくにしても、どんな形がいいのかなというのが正直なところです。一般会計からの法定外繰入というのは、何度も申し上げているとおり、法令で禁じられているわけではないのですが、国の方からいろいろペナルティが課せられるという部分があります。ただ本当に基金がなくなってしまうたら、これはもうやらざるをえないと思ってはいます。けれども、そうした場合、赤字解消計画というものを策定して、それが今度は皆様のご協議を中心になっていき、どちらにしても計画的に増税をしていかないと赤字は解消されないというふうに思っておりますので、ただ国や県に財政的な支援を要望すると言っているだけでは、なかなか国や県の方も動かないという気がしています。どういった手だて

が一番いいのかというのは、いろいろな方法をまた皆様と一緒に協議をしていくべきことなのかなというふうに思いますが、今何かすぐにこうしたらいいのではないかなというような案というのは持ち合わせておりません。

会長代行

例えば、県の基金からの借り入れはOKなわけですね。

課長

先ほど少し申し上げましたが、県の財政安定化基金がありますが、これは、災害とか、何か突発的なことがあって、その年に予定していた予算に組まれていたところから大幅に減収になってしまったという時に貸してもらえただけで、最初からそれを当て込んで県からの貸付金ということで予算を組むということとはできないものです。

部長

いずれにしろ貸付ですから、どこかで返さないといけません。

会長代行

基金へ拠出金は出しているのですか。国、県、市からの3分の1ずつで成り立っているとありますが、拠出金とは明示されていないです。その基金に犬山市がいくら出しているかというのは、本来、明示すべき金額のはずなのですが。犬山市に使われる当てがないのに拠出金ばかり払っているというのは払い損なので、それならもう払わないぞというふうになる。

部長

危機管理で積み上げているものですから、本市も使うことがあるかもしれません。

会長代行

それはそうなんだけど、本来は基金というのはそういうことには関係ない。

事務局

ただ一般財源なので国保の方からは一銭も出していないです。明瞭な一般会計からの拠出金という形では出ていないというふうに思っています。

会長代行

もう少し調べておいてください。国の規定には3分の1ずつとなっている。今までの給付金の中から、拠出金が差引かれているのではないですか。

事務局

納付金額の中にはなかったと思いますが一度確認します。財政安定化基金ですね。

会長代行

県が設置する財政安定化基金は国、都道府県、市町村が3分の1ずつ拠出するという説明になっています。でも、今、愛知県だと220億円あって、国の分は130億円と書いてあって、本来だったらそれが3分の1だったらもったんくはない。ある程度財源があって、経過措置をとっていきいたいとか、市民生活を守る必要があるという理由で、基金から借りて、金利がつくというのは、制度上は普通にできるはず。愛知県がそれをやっていないのだったら、制度の矮小化とか、縮小解釈でこの制度を運用していることになる。財政安定化基金の制度の柔軟活用ということも申し入れていくべきだと思う。拠出金がブラックボックスというのは非常によくないと思うので、透明性を図りなさいということはあると思う。そこを調べておいてほしいと思います。それから、市町村でそういう基金を設置することは難しいですかね。市

町村で、例えば一般財源で財政安定化基金を設けて、国保と一般財源は別なのだけど、一般財源から経過措置や激変緩和措置のために一時的に借り入れる、金利は0.1%で、というものです。

部長 いずれにしろ、それをどこかで返していかなければなりません。

会長代行 もちろんです。ただ、永遠に借り続けることはできる。

部長 それをよしとするかどうか。

会長代行 そうですね。それは市の判断になります。それが法定外繰入に当たらなければ別にいいですよ。

部長 たぶん、それをよしとするなら、どこかで既にやっていると思います。

会長代行 でもそれを確認してほしいです。やはり、市民生活の負担をできるだけ減らしていくというために。しかも今回の場合は、国保加入者の医療費もそれほど上がっているわけではない。後期高齢者支援金により納付金額が上がっているという構図。これはもう納得が得られないですよ。だから、そういうのを研究するだけ研究しとかなくてはいけない。ぜひやってほしいと思います。駄目なら駄目でまた理由を聞けばよい。

事務局 A委員と一緒に、以前からいたという立場です。皆さんの気持ちは大変分かりますが、まずベースがあって、最初のころを思い出していただきたいのですが、犬山市は制度改革以前、最も保険税が安かった。令和3年度もまだ県下で一番安い。なので、水準まで追いつかないといけないというのがあるので、今のようないきなり議論になります。愛知県中みんな納付金額が上がったのだけど、各市町村の懐具合が全然違うし、税率も違うので、保険税が高い市町村は税率を下げればいいのかから皆さん喜ぶし、普通ぐらいのところは何とか維持をしていくというような議論をしているので、私どものように困って県や国に要望をといるところが意外と少ないという事実もあって、全体のコンセンサスがなかなか得にくいという状況があります。私たちが言っても、県にしてみれば、先ほどB委員がおっしゃったように、国の負担率はだんだん下げてきているのは事実なので、県も上げるように国に毎年要望はちゃんとされているのは確認しましたが、何となく恒例行事になっていつも黙殺されるみたいになっているというところもあるようです。

会長代行 正直、県に何かとか、国に何かというのは非常に動きづらい状況なので、市を挙げて努力をしなくてはいけないと思います。

事務局 犬山市が実際に声を上げているのは事実ですが、保険税が安いところが何を言っているというふうに思われている部分がゼロではないという気も少しします。

会長代行 保険税が安いことはいいことで、努力をしてそうしてきたわけです。県に何

	かとか国に何かとか非常に動きづらい状況なので、市を挙げて、犬山市が努力をしていかないといけない。県からそんなことを言われる筋合いはない。
事務局	そういう事情があるというところはちょっとご理解いただけるといいかと思います。
会長代行	だから、市のできる努力の範囲でやらなくてはいけないんです。国のペナルティとかに引っかけられない範囲で、知恵と工夫を凝らすというのが市の役目だから。だから、この運営協議会もその努力はするし、市の方もその努力をしないてはならない。被保険者は市民なのだから。「国の規定で上げざるをえません」「１０％ずつ上がっていきます」というのは、市民の生活が圧迫されるのを放置しておくんですかという話になる。それは市の考えと、協議会でしっかり議論すべきだと思います。 税率については皆さんいかがでしょうか。
B委員	私は反対です。９．５％増なんてとんでもないです。コロナ禍の中で所得は皆下がっているわけですから、はっきり言って、これをやった場合、滞納が増えるだけだと思っています。またいろいろ苦しむ人たちが出てきてしまうので、やはり色々な工夫をして、さっき「国保の人たちのためだけにふるさと納税を使うのはどうか」とおっしゃったけど、やはり市民の生活を考えたら、本当に困っているわけだから、そういったところに入れていくというのは、私は理解を求めていかななくてはいけないと思います。
会長代行	では、まず増税幅を決めます。これは挙手で決めざるをえない。答申案のために数字を出さなくてはいけないです。今のところ９．５％という事務局案ですが、ご意見はありますか。
C委員	ぎりぎりどこまでなら下げられますか。今回納付書が来た時にどきっとしましたという声も結構聞こえてきましたし、本当にいろんなものが高くなっていて、昨年度はこういう状況ではなかったというのが先ほどの話だったと思うので、昨年度と同じ９．５％上がっていくのもどうかなと思います。どうしてもそれだけ上げなければやっていけないというか、困ってしまう状態であるというなら、それは仕方ない。でも、何とか１年、少しでも何か手立てが他にできればと思います。
課長	休憩をお願いします。
会長代行	休憩します。 ＜休憩中＞
会長代行	再開します。ご意見ありますか。
A委員	税率改定についてですが、休憩中に９．０％の数字を見せていただきましたが、０．５％の違いというのはあまり感じられないと思いますので、税率につい

ては、今年度は9.5%。しかし、来年度についての議論は、事務局としても内容を考えていただきたい。

会長代行

異論がありましたらぜひ出してください。

B委員

9.5%というのは本当にきついことなので、もろ手を上げて賛成というわけではありませんが、これまでの議論の中で、市の方も財源確保のために様々な工夫をしていただくということに期待をしたいと思います。ですので、消極的、まあ仕方ないということです。

会長代行

皆さん、よろしいでしょうか。部長、取りまとめてお願いします。

部長

ありがとうございます。本当に苦しい判断の中で9.5%というところで今ご意見をまとめていただきました。物価高、それからこの情勢を見てくと、それをそのまま市民の方に申し上げるのは非常に心苦しいところを仕方ないというところで整理をしていただきました。来年また同じようになってくる可能性は今はありますが、当局としてもそれをできるだけ回避できるような策をしっかりと検討して、またこの協議会で報告等させていただき、ご協議いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長代行

では、答申案はその旨を踏まえて改めて作成し、皆様にお伝えして確認をさせていただきたいと思っております。全庁的に議論をするということで、ぜひ当局にはよろしくお願いいたします。

A委員

今、答申案の件まで少し言及されましたので、私から意見を言わせてください。やはり今の経済情勢、市民が本当に苦しんでいるということは答申案の前段のところで絶対に盛り込んでほしいということと、「記」のところで、1から7番までありますが、今、部長が述べられた、財政の何らかの検討についてということも、来年度のところに盛り込んでおいていただきたいと思います。ぜひ答申案の中にはそういう文言を入れていただきたいと思います。

会長代行

では皆さんよろしいでしょうか。答申については市長の日程と調整しながら進めますが、まず答申内容が確定してからですね。早急に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。では今日の会議はこれで議題は終了ということで、次回の協議会日程の調整を行いたいと思います。事務局お願いします。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

（原本に 久世 高裕 署名）

署名

（原本に 河村 府美恵 署名）

署名

（原本に 原 宏太郎 署名）